

いばらき就職チャレンジナビ求人掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いばらき就職チャレンジナビ（以下、「チャレンジナビ」という。）の求人掲載に関して必要な事項を定める。

(求人掲載要件)

第2条 チャレンジナビに掲載する求人は、次に掲げる事項の全てに該当する事業者の求人とする。

- (1) 茨城県内に事業所（本店、支店は問わない）があり、勤務地候補に茨城県内の勤務地が含まれていること。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 労働基準関係法令に重大悪質な違反をしていないこと。
- (4) 公序良俗に反しないこと。その他、不適切と判断されるような求人・事業内容でないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有しないこと。

(企業登録)

第3条 チャレンジナビへの登録を希望する事業者は、別に定める申込フォーマットに必要な事項を入力して申し込むものとする。

2 県は、申込内容について適当と認めたときは、登録を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(求人掲載要件の審査)

第4条 県は、第2条に基づく要件審査やその他求人情報の確認のため、必要に応じて事業者に対し、審査等に必要な調査の実施や書類の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の調査には、誠実に応じるものとする。

(求人情報の登録等)

第5条 企業登録を受けた事業者（以下、「登録者」という）は、別に定める求人フォーマットにより、求人情報をチャレンジナビに自ら登録するものとする。

2 登録者は、チャレンジナビに掲載している求人情報に変更があったときは、速やかに変更（終了を含む）を行うものとする。

(登録の取り消し)

第6条 県は、申込内容に虚偽のあることが判明した場合や法令違反の恐れ等がある場合、その他、サイトへの掲載が不適当であると判断された場合には、求人情報や企業登録を取り消すことができる。

(協力)

第7条 申込者は、県等から求めがあった場合は、本サイトを通じたマッチング実績の報告や、「わくわく茨城生活実現事業」に係る移住支援金申請に必要な資料の提供等について協力するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、令和元年6月 1日から施行する。

この要領は、令和4年6月24日から施行する。